## 京都市告示第375号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和3年10月18日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	彩	泉	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の幅員
京都京北線			·白	北区上賀茂御薗口町56番地の5地先内		田		4. 20	$15.00 \sim 21.00$
			氷			新		2. 40	$15.00 \sim 18.80$

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の幅員
上賀茂経	186	北区上賀茂朝露ケ原町28番地の9地先から 同町28番地の11地先まで		旧		メートル 21.50	メートル 10.00 ~ 14.50
号線				新		22. 50	$10.00 \sim 11.15$
上賀茂緯	440	北区上賀茂御薗口町5番地の10他合地	田		4. 00	$34.80 \sim 37.80$	
号線		地先内				5. 80	$30.50 \sim 37.80$

(建設局土木管理部道路明示課)